

横須賀市報

第 1916 号

発行日	発行所	横須賀市小川町 11 番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10 日	発行人	上 地 克 明
25 日	印刷所	(有) 宮 村 印 刷 所

目 次

告 示

◇指定障害児相談支援事業者の指定について……………	15545
◇指定居宅サービス事業者の指定について……………	15546
◇指定地域密着型サービス事業者の指定について……………	”
◇指定居宅介護支援事業者の指定について……………	”
◇指定介護老人福祉施設の指定について……………	”
◇指定介護予防サービス事業者の指定について……………	”
◇指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について……………	”
◇指定居宅サービス事業者の事業の廃止について……………	15547
◇指定居宅介護支援事業者の事業の廃止について……………	”
◇指定介護老人福祉施設の指定の辞退について……………	”
◇指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について……………	”
◇指定障害福祉サービス事業者の指定について……………	”
◇指定特定相談支援事業者の指定について……………	15548
◇身体障害者福祉法に基づく医師の指定について……………	”
◇指定自立支援医療機関の指定について……………	”
◇地縁による団体の告示事項の変更について……………	15549
◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について……………	”
◇除却広告物等の保管について……………	”
◇放置自転車等の移動について……………	”

公 告

◇固定資産税・都市計画税の納期限変更通知書の公示送達……………	15550
◇開発行為の工事完了について……………	”
◇介護保険料納入通知書の公示送達……………	”
◇介護保険料の督促状の公示送達……………	”
◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達……………	15551
◇控除対象特定非営利活動法人の指定に係る申出書の提出について……………	”
◇農用地利用集積等促進計画について……………	”

上下水道局告示

◇指定給水装置工事事業者の指定について……………	15552
◇指定給水装置工事事業者の事業の廃止について……………	”
◇指定下水道工事店の指定について……………	”
◇指定下水道工事店の指定辞退について……………	”

上下水道局公告

◇水道事業会計財産の貸付けに係る一般競争入札について……………	”
---------------------------------	---

教育委員会告示

◇教育委員会定例会の招集について……………	”
-----------------------	---

選挙管理委員会告示

◇選挙権を有する方の50分の1、3分の1及び6分の1の数について……………	”
◇参議院神奈川県選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置について……………	15553
◇参議院神奈川県選出議員選挙に係る期日前投票所における投票管理者及び同職務代理者の選任について……………	”

◇指定投票区等の指定について……………	”
◇指定在外選挙投票区の指定について……………	”
◇参議院神奈川県選出議員選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任について……………	”
◇参議院神奈川県選出議員選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任について……………	”
◇参議院神奈川県選出議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示順序のくじを行う日時及び場所について……………	”
◇参議院議員通常選挙における期日前投票を行う場所について……………	”
◇参議院議員通常選挙における不在者投票を行う場所について……………	”
◇参議院議員通常選挙における在外選挙人に係る期日前投票を行う場所について……………	”
◇参議院議員通常選挙における在外選挙人に係る不在者投票を行う場所について……………	”
◇参議院議員通常選挙における船員の指定港に係る不在者投票を行う場所について……………	15554
◇参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票時間について……………	”
◇参議院議員通常選挙における投票所について……………	”
◇参議院議員通常選挙における開票の日時及び場所について……………	”
◇参議院神奈川県選出議員選挙における開票立会人のくじを行う日時及び場所について……………	”
◇参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に係る期日前投票所における投票管理者職務代理者の選任替えについて……………	”
◇参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に係る期日前投票所における投票管理者の選任替えについて……………	”
◇参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に係る期日前投票所における投票管理者職務代理者の選任替えについて……………	”
◇参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に係る期日前投票所における投票管理者の選任替えについて……………	”
◇参議院議員神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票管理者の選任替えについて……………	”

告 示

横須賀市告示第 136 号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第24条の26第 1 項第 1 号の規定により、次に掲げる者を指定障害児相談支援事業者として指定しました。

令和 7 年 7 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 7 月 1 日	相談支援 ダンボ 追浜	横須賀市追浜本町 1 丁目 2 番地 1 ルナタウン追浜 101 号室	障害児相談支援	横浜市港北区新横浜二丁目 6 番地13 新横浜ステーションビル 7 階 エフィラミライ株式会社 代表取締役 畠 山 大志郎

横須賀市告示第 137 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者として指定しま

した。

令和 7 年 7 月 25 日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 7 月 1 日	湘南ホーム ショートステイ	横須賀市太田和 5 丁目 500 番地	短期入所生活介護	横浜市港南区下永谷三丁目 10 番 7 号 社会福祉法人大富福祉会 理事長 江 頭 瑞 穂

横須賀市告示第 138 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 42 条の 2 第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者とし

て指定しました。

令和 7 年 7 月 25 日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 7 月 1 日	上町 t e a r o o m	横須賀市上町 1 丁目 40 番 地長瀬ビル 1 階	地域密着型通所介護	横須賀市上町一丁目 40 番地長瀬ビル 1 階 合同会社結 代表社員 蒲 田 美根子

横須賀市告示第 139 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定居宅介護支援事業者として指定しま

した。

令和 7 年 7 月 25 日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 7 月 1 日	太田和湘南ホーム 居宅介護支援センター	横須賀市太田和 5 丁目 500 番地	居宅介護支援	横浜市港南区下永谷三丁目 10 番 7 号 社会福祉法人大富福祉会 理事長 江 頭 瑞 穂

横須賀市告示第 140 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 48 条第 1 項第 1 号の

規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設を指定しました。

令和 7 年 7 月 25 日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	施設の名称	施設の所在地	サービスの種類	開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 7 月 1 日	特別養護老人ホーム 湘南ホーム	横須賀市太田和 5 丁目 500 番地	介護老人福祉施設	横浜市港南区下永谷三丁目 10 番 7 号 社会福祉法人大富福祉会 理事長 江 頭 瑞 穂

横須賀市告示第 141 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定介護予防サービス事業者として指定

しました。

令和 7 年 7 月 25 日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 7 月 1 日	湘南ホーム ショートステイ	横須賀市太田和 5 丁目 500 番地	介護予防短期入所生活介護	横浜市港南区下永谷三丁目 10 番 7 号 社会福祉法人大富福祉会 理事長 江 頭 瑞 穂

横須賀市告示第 142 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型介護予防サービス事

業者として指定しました。

令和 7 年 7 月 25 日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 7 月 1 日	太陽の家 逸見倶楽部	横須賀市東逸見町 2 丁目 4 番地 9	介護予防小規模多機能型居宅介護	横須賀市西浦賀六丁目 1 番 1 号 社会福祉法人ユーアイ二十一 理事長 石 渡 庸 介

同	太陽の家安浦倶楽部	横須賀市安浦町 2 丁目27 番地 I D ビル 3 F	介護予防小規模多機能型居宅介護	横須賀市西浦賀六丁目 1 番 1 号 社会福祉法人ユーアイ二十一 理事長 石 渡 庸 介
同	かもめ倶楽部	横須賀市鴨居 2 丁目80番 37号 2 F	介護予防小規模多機能型居宅介護	横須賀市西浦賀六丁目 1 番 1 号 社会福祉法人ユーアイ二十一 理事長 石 渡 庸 介

横須賀市告示第 143 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第75条第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービスの事業を廃止する旨

の届出がありました。
令和 7 年 7 月 25 日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 6 月 30 日	けいあい訪問看護ステーション	横須賀市舟倉 1 丁目32番 1 号コーエイマンション 久里浜 117	訪問看護	横浜市港南区笹下三丁目19番 1 - 4 号 株式会社ケーアイ 代表取締役 市 川 季 園
同	太田和湘南ホーム ショートステイ	横須賀市太田和 5 丁目 500 番地	短期入所生活介護	横須賀市鷹取一丁目 1 番 1 号 社会福祉法人湘南福祉協会 理事長 松 藤 静 明

横須賀市告示第 144 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第82条第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援の事業を廃止する旨

の届出がありました。
令和 7 年 7 月 25 日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 6 月 30 日	太田和湘南ホーム居宅介護支援センター	横須賀市太田和 5 丁目 500 番地	居宅介護支援	横須賀市鷹取一丁目 1 番 1 号 社会福祉法人湘南福祉協会 理事長 松 藤 静 明

横須賀市告示第 145 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第91条の規定により、次に掲げる者から指定介護老人福祉施設の指定を辞退する旨の

届出がありました。
令和 7 年 7 月 25 日

横須賀市長 上 地 克 明

辞退年月日	施設の名称	施設の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 6 月 30 日	介護老人福祉施設 湘南ホーム	横須賀市太田和 5 丁目 500 番地	介護老人福祉施設	横須賀市鷹取一丁目 1 番 1 号 社会福祉法人湘南福祉協会 理事長 松 藤 静 明

横須賀市告示第 146 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定介護予防サービスの事業を

廃止する旨の届出がありました。
令和 7 年 7 月 25 日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 6 月 30 日	けいあい訪問看護ステーション	横須賀市舟倉 1 丁目32番 1 号コーエイマンション 久里浜 117	介護予防訪問看護	横浜市港南区笹下三丁目19番 1 - 4 号 株式会社ケーアイ 代表取締役 市 川 季 園
同	太田和湘南ホーム ショートステイ	横須賀市太田和 5 丁目 500 番地	介護予防短期入所生活介護	横須賀市鷹取一丁目 1 番 1 号 社会福祉法人湘南福祉協会 理事長 松 藤 静 明

横須賀市告示第 147 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号）第29条第 1 項の規定により、次に

掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。
令和 7 年 7 月 25 日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 7 月 1 日	就労継続支援 B 型事業所 N e o W o r k 浦賀	横須賀市浦賀 4 丁目 5 番 6 号	就労継続支援 B 型	千葉県市川市塩焼 3 - 3 - 14 株式会社 N e o W o r k 代表取締役 上 野 貴 博

横須賀市告示第 148 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号）第51条の17第 1 項第 1 号の規定に

より、次に掲げる者を指定特定相談支援事業者として指定しました。

令和 7 年 7 月 25 日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 7 月 1 日	相談支援 ダンボ 追浜	横須賀市追浜本町 1 丁目 2 番地 1 ルナタウン追浜 101号室	計画相談支援	横浜市港北区新横浜二丁目 6 番地13 新横浜ステーションビル 7 階 エフィラミライ株式会社 代表取締役 畠 山 大志郎

横須賀市告示第 149 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条第 1 項に

規定する医師として次のとおり指定しました。

令和 7 年 7 月 25 日

横須賀市長 上 地 克 明

指 定 年 月 日	氏 名	診療科目	診断する障害の区分	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	所 在 地
令和 7 年 7 月 1 日	齊 木 康	整形外科	肢体不自由	自衛隊横須賀病院	横須賀市田浦港町1766 番地 1
同	和 田 晃 典	内科	肝臓機能障害	自衛隊横須賀病院	横須賀市田浦港町1766 番地 1
同	西 根 潤	整形外科	肢体不自由	聖ヨゼフ病院	横須賀市緑が丘28番地
同	木 村 直 樹	膠原病、リウマチ内科	肢体不自由	横須賀共済病院	横須賀市米が浜通 1 丁目16番地
同	清 水 裕 貴	整形外科	肢体不自由	横須賀共済病院	横須賀市米が浜通 1 丁目16番地
同	菱 刈 景 一	循環器内科	心臓機能障害	横須賀共済病院	横須賀市米が浜通 1 丁目16番地
同	梶 江 晋 平	呼吸器内科	呼吸器機能障害	横須賀共済病院	横須賀市米が浜通 1 丁目16番地
同	熊 本 宜 文	外科	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害	横須賀共済病院	横須賀市米が浜通 1 丁目16番地
同	高 村 武 之	腎臓内科	じん臓機能障害	北久里浜たくちクリニック	横須賀市根岸町 3 丁目 16番 1 号
同	吉 村 道 博	循環器内科	心臓機能障害	横須賀市立総合医療センター	横須賀市神明町 1 番地 8
同	松 下 祐 希 子	耳鼻咽喉科	聴覚・平衡機能障害、音声言語・そしゃく機能障害	横須賀市立市民病院	横須賀市長坂 1 丁目 3 番 2 号
同	有 里 裕 生	小児科、内科、リハビリテーション科	音声言語・そしゃく機能障害、肢体不自由	ライフゆう	横須賀市湘南国際村 1 丁目 4 番 6 号

横須賀市告示第 150 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号）第54条第 2 項の規定により、次に

掲げる医療機関を指定自立支援医療機関として指定しました。

令和 7 年 7 月 25 日

横須賀市長 上 地 克 明

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	区 分	自立支援医療の種類
令和 7 年 7 月 1 日	子どもと若者の訪問看護	横須賀市船越町 1 丁目52番地 4	訪問看護	育成医療及び更生医療

同	アークワン訪問看護ステーション	横須賀市根岸町 3 丁目11番 4 号 NSビル1 階	訪問看護	育成医療及び更生医療
同	いろは訪問看護ステーション	横須賀市岩戸 1 丁目 8 番 3 号ラ スタールーム E	訪問看護	育成医療及び更生医療
同	なの花薬局 久里浜店	横須賀市久里浜 5 丁目14番14号	薬局	育成医療及び更生医療
同	訪問看護ステーション 虹	横須賀市大田和 2 丁目11番36号	訪問看護	更生医療

横須賀市告示第 151 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条の 2 第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和 7 年 7 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

地縁団体の名称	代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	
	変 更 前	変 更 後
佐島なぎさの丘自治会	水 野 文 横須賀市佐島の丘 1 丁目 5 番16号	吉 開 隆 横須賀市佐島の丘 1 丁目27番23号

横須賀市告示第 152 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を形質変更時要届出区域として指定します。なお、当該形質変更時要届出区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第 5 項第12号イに該当します。

令和 7 年 7 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

- 形質変更時要届出区域
横須賀市夏島町20番 4 の一部
- 土壤汚染対策法施行規則第31条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 土壤汚染対策法施行規則第31条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

横須賀市告示第 153 号

屋外広告物法（昭和24年法律第 189 号）第 8 条第 1 項の規定

により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 7 年 7 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置されていた場所	除 却年月日	保 管 期 間
はり札等	2	不入斗町 3 丁目及び秋谷 1 丁目地内	令和 7 年 6 月 2 日から同月 30 日まで	告示の日の翌日から起算して 2 週間

2 保管場所

横須賀市武 3 丁目22番 1 号

3 返還を受ける方法

- 返還場所及び返還日時
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。
 - 持参するもの
受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 問い合わせ先
横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第 154 号

自転車等の放置防止に関する条例（平成 3 年横須賀市条例第 29号）第10条第 2 項及び第 4 項並びに第28条第 2 項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和 7 年 7 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

移 動 年 月 日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保 管 場 所
	自 転 車	原動機付自転車及び普通自動二輪車		
令和 7 年 6 月 2 日から同月30日まで	台 70	台 0	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	浦郷町自転車等保管所 横須賀市浦郷町 3 丁目48番地
同	1	0	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	逸見駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	10	0	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	19	3	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	2	0	県立大学駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域	同

同	17	6	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地
同	3	0	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	浦賀駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	5	0	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地
同	6	2	追浜東町 3 丁目、田浦町 4 丁目、三春町 1 丁目、田戸台、佐野町 2 丁目、大津町 1 丁目、長沢 6 丁目及び武 1 丁目地内の道路	同
同	0	1	汐入駅第 1 自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	2	0	馬堀海岸駅自転車等駐車場	同
同	1	0	Y R P 野比駅第 1 自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地
同	1	0	Y R P 野比駅第 2 自転車等駐車場	同

- 2 保管期間
自転車等を移動した日の翌日から起算して 2 箇月間
- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所
返還を受けようとする自転車等の保管場所
- (2) 返還日時
月曜日から土曜日までの午前11時から午後 7 時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。
- (3) 移動費用
自転車 1 台につき 2,500円
原動機付自転車及び普通自動二輪車 1 台につき 5,000円
- (4) 持参するもの
自転車等のかきその他当該自転車等の利用者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 保管期間経過後の自転車等の措置
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先
横須賀市建設部建設総務課

公 告

横須賀市公告第 138 号 (令和 7 年 7 月 11 日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納期限変更通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 7 月 11 日

横須賀市長 上 地 克 明		
年 度	税 目	備 考
令和 7 年度	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	第 2 期分から第 4 期分までの納期限は、令和 7 年 7 月 24 日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第 139 号 (令和 7 年 7 月 11 日 掲 示 済)

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 7 年 7 月 11 日

横須賀市長 上 地 克 明

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	工事完了検査済証交付 年月日及び交付番号	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
令和 6 年 3 月 12 日 令 5 開第 14 号	令和 7 年 7 月 2 日 令 7 第 7 号	横須賀市長沢 4 丁目 1677 番ほか 7 筆	横浜市西区浜松町 12 番 27 号 Y T ビル 株式会社湘南建設 代表取締役 内 山 一 雅

横須賀市公告第 140 号 (令和 7 年 7 月 14 日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 7 月 14 日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和 7 年度	介護保険料納入通知書	6 月分の納期限は、令和 7 年 7 月 31 日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第 141 号 (令和 7 年 7 月 14 日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律

第 226 号) 第20条の 2 の規定により公告します。
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
令和 7 年 7 月14日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発 付 年 月 日
令和 6 年度	介 護 保 険 料	3 月 分	令和 7 年 4 月30日
		4 月 分	令和 7 年 5 月30日

(別紙略)

横須賀市公告第 142 号 (令和 7 年 7 月14日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法 (昭和33年法律第 192 号) 第78条において準用する地方税法 (昭和25年法律第 226 号) 第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 7 月14日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和 6 年度	国民健康保険料決定通知書	4 月分の納期限は、令和 7 年 7 月31日に変更する。
令和 7 年度		6 月分の納期限は、令和 7 年 7 月31日、同年 9 月 1 日、同月30日、同年10月31日、同年12月 1 日、令和 8 年 1 月 5 日、同年 2 月 2 日、同年 3 月 2 日、同月31日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第 143 号

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準及び手続を定める条例 (平成24年横須賀市条例第37号) 第 3 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる特定非営利活動法人から同項に規定する申出書の提出がありましたので、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 7 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

申出書提出年月日	特定非営利活動法人名	代 表 者 名	主たる事務所の所在地
令和 7 年 6 月27日	特定非営利活動法人 Y M C A コミュニティサポート	佐 竹 博	横須賀市本町三丁目31番地
令和 7 年 6 月30日	特定非営利活動法人一麦	大 岡 めぐみ	横須賀市池上五丁目 3 番 2 号

横須賀市公告第 144 号

農地中間管理事業の推進に関する法律 (平成25年法律第 101 号) 第18条第 5 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可したので、同条第 7 項の規定により公告します。

令和 7 年 7 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

記の 1

- 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 1 丁目 167 番、168 番及び 169 番
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市津久井 5 丁目17番 2 号
原 田 靖 久
- 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井 1 丁目23番23号
原 田 洋 子
- 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名
横浜市中区山下町 2 番地
公益社団法人神奈川県農業会議
会長 持 田 文 男

記の 2

- 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在
横須賀市林 4 丁目51番及び52番
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市林 4 丁目79番地
永 野 隆 春
- 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市林 4 丁目58番地
鈴 木 儀 子
横須賀市林 4 丁目58番地
鈴 木 初 代
横須賀市林 4 丁目58番地
鈴 木 惣 之
- 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名
横浜市中区山下町 2 番地
公益社団法人神奈川県農業会議

会長 持 田 文 男

記の 3

- 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在
横須賀市林 4 丁目 739 番
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市林 5 丁目 1 番20号
永 野 茂 樹
- 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市林 5 丁目 2 番16号
井 上 竹 雄
- 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名
横浜市中区山下町 2 番地
公益社団法人神奈川県農業会議
会長 持 田 文 男

記の 4

- 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在
横須賀市林 5 丁目1609番 3
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市林 4 丁目 5 番11号
井 上 徹 也
- 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市林 5 丁目 2 番16号
井 上 竹 雄
- 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名
横浜市中区山下町 2 番地
公益社団法人神奈川県農業会議
会長 持 田 文 男

記の 5

- 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在
横須賀市荻野 173 番、174 番、175 番 1、175 番 3、175 番 4、175 番 5、210 番 3、210 番 7、406 番 1 及び 407 番 1
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長坂 4 丁目10番10号
安 田 潤 一

- 3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市荻野11番11号
梶 谷 英 治
- 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の
設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名
横浜市中区山下町 2 番地
公益社団法人神奈川県農業会議
会長 持 田 文 男

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第31号
横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）
第11条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者
を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。
令和 7 年 7 月25日
横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代 表 者 名	所 在 地	指定年月日	有効期限
688	株式会社フローレス	渡 邊 信 治	逗子市沼間二丁目11番10号	令和 7 年 6 月30日	令和12年 6 月29日
689	長谷川設備	長谷川 真 也	横浜市金沢区六浦南 5 丁目10番 34号	令和 7 年 6 月30日	令和12年 6 月29日
690	東組	東 満	横須賀市岩戸 3 丁目17番 1 号	令和 7 年 7 月 2 日	令和12年 7 月 1 日

横須賀市上下水道局告示第32号
指定給水装置工事事業者規程（平成10年横須賀市水道企業管
理規程第11号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる指定
給水装置工事事業者から給水装置工事の事業を廃止した旨届出

がありました。
令和 7 年 7 月25日
横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代 表 者 名	所 在 地	届出年月日
125	有限会社東組	東 満	横須賀市岩戸三丁目17番 1 号	令和 7 年 6 月20日

横須賀市上下水道局告示第33号
横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第 6 条
及び指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第
2 条の規定に基づき、令和12年 3 月31日まで次に掲げる工事店

を本市指定下水道工事店として指定しました。
令和 7 年 7 月25日
横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名	代 表 者 名	所 在 地	指定年月日
須 452	株式会社フローレス	渡 邊 信 治	逗子市沼間二丁目11番10号	令和 7 年 6 月30日
須 453	長谷川設備	長谷川 真 也	横浜市金沢区六浦南 5 丁目10番34号	令和 7 年 6 月30日
須 454	東組	東 満	横須賀市岩戸 3 丁目17番 1 号	令和 7 年 7 月 2 日

横須賀市上下水道局告示第34号
指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第 7
条の規定に基づき、次のとおり指定下水道工事店の指定を辞退

する旨届出がありました。
令和 7 年 7 月25日
横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名	代 表 者 名	所 在 地	届出年月日
須62	有限会社東組	東 満	横須賀市岩戸三丁目17番 1 号	令和 7 年 6 月20日

上下水道局公告

横須賀市上下水道局公告第 2 号（令和 7 年 7 月25日
掲 示 済）
地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234 条の規定に基づき、
次のとおり一般競争入札により水道事業会計不動産の貸付けを
行います。
令和 7 年 7 月25日
横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋
（次のとおりは略）

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第 9 号（令和 7 年 7 月14日
掲 示 済）

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。
令和 7 年 7 月14日
横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

1 日時 令和 7 年 7 月17日午前 9 時30分
2 会議開催の場所 横須賀市役所正庁

選挙管理委員会告示

横須賀市選挙管理委員会告示第34号（令和 7 年 7 月 2 日
掲 示 済）
地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条
第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律
第59号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有
する方の総数の50分の 1 の数、地方自治法第76条第 1 項、第80
条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政

の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する方の総数の 3 分の 1 の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第11項及び第 5 条第 15項に規定する選挙権を有する方の総数の 6 分の 1 の数は、次のとおりです。

令和 7 年 7 月 2 日

横須賀市選挙管理委員会

委員長 山 口 道 夫

- 1 選挙権を有する方の総数の50分の 1 の数6,528 人
- 2 選挙権を有する方の総数の 3 分の 1 の数108,789 人
- 3 選挙権を有する方の総数の 6 分の 1 の数54,395 人

横須賀市選挙管理委員会告示第35号（令和 7 年 7 月 2 日）
掲 示 済

令和 7 年 7 月20日執行の参議院神奈川県選出議員選挙におけるポスター掲示場を設置する場所を、別紙のとおり定めます。

令和 7 年 7 月 2 日

横須賀市選挙管理委員会

委員長 山 口 道 夫

（別紙略）

横須賀市選挙管理委員会告示第36号（令和 7 年 7 月 2 日）
掲 示 済

令和 7 年 7 月20日執行の参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき方を、別紙のとおり選任します。

令和 7 年 7 月 2 日

横須賀市選挙管理委員会

委員長 山 口 道 夫

（別紙略）

横須賀市選挙管理委員会告示第37号（令和 7 年 7 月 2 日）
掲 示 済

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第26条第 1 項の規定により、次のとおり指定投票区を指定し、併せて指定関係投票区を定め、次のとおり施行します。

なお、令和 7 年横須賀市選挙管理委員会告示第20号は、廃止します。

令和 7 年 7 月 2 日

横須賀市選挙管理委員会

委員長 山 口 道 夫

参議院神奈川県選出議員選挙

指定投票区	指 定 関 係 投 票 区
第16投票区	第 1 投票区から第15投票区まで及び第17投票区から第86投票区まで

参議院比例代表選出議員選挙

指定投票区	指 定 関 係 投 票 区
第16投票区	第 1 投票区から第15投票区まで及び第17投票区から第86投票区まで

横須賀市選挙管理委員会告示第38号（令和 7 年 7 月 2 日）
掲 示 済

公職選挙法（昭和25年法律第 100 号）第30条の 3 第 2 項の規定により、指定在外選挙投票区として第16投票区を指定します。

令和 7 年 7 月 2 日

横須賀市選挙管理委員会

委員長 山 口 道 夫

横須賀市選挙管理委員会告示第39号（令和 7 年 7 月 2 日）
掲 示 済

令和 7 年 7 月20日執行の参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における投票管理者及び投票管理者

に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき方を、別紙のとおり選任します。

令和 7 年 7 月 2 日

横須賀市選挙管理委員会

委員長 山 口 道 夫

（別紙略）

横須賀市選挙管理委員会告示第40号（令和 7 年 7 月 2 日）
掲 示 済

令和 7 年 7 月20日執行の参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票管理者及び開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき方を、次のとおり選任します。

令和 7 年 7 月 2 日

横須賀市選挙管理委員会

委員長 山 口 道 夫

（次のとおりは略）

横須賀市選挙管理委員会告示第41号（令和 7 年 7 月 3 日）
掲 示 済

令和 7 年 7 月20日執行の参議院神奈川県選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第 100 号）第 175 条第 1 項から第 3 項までの規定による投票記載所の氏名等の掲示順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のとおり定めます。

令和 7 年 7 月 3 日

横須賀市選挙管理委員会

委員長 山 口 道 夫

- 1 日時 令和 7 年 7 月 3 日午後 5 時30分
- 2 場所 横須賀市日の出町 1 丁目 5 番地
ヴェルクよこすか 2 階
横須賀市選挙管理委員会事務局

横須賀市選挙管理委員会告示第42号（令和 7 年 7 月 3 日）
掲 示 済

令和 7 年 7 月20日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票を行う場所を、次のとおり定めます。

令和 7 年 7 月 3 日

横須賀市選挙管理委員会

委員長 山 口 道 夫

（次のとおりは略）

横須賀市選挙管理委員会告示第43号（令和 7 年 7 月 3 日）
掲 示 済

令和 7 年 7 月20日執行の参議院議員通常選挙における不在者投票を行う場所を、次のとおり定めます。

令和 7 年 7 月 3 日

横須賀市選挙管理委員会

委員長 山 口 道 夫

（次のとおりは略）

横須賀市選挙管理委員会告示第44号（令和 7 年 7 月 3 日）
掲 示 済

令和 7 年 7 月20日執行の参議院議員通常選挙における在外選挙人に係る期日前投票を行う場所を、次のとおり定めます。

令和 7 年 7 月 3 日

横須賀市選挙管理委員会

委員長 山 口 道 夫

場所 横須賀市日の出町 1 丁目 5 番地
ヴェルクよこすか 2 階
横須賀市選挙管理委員会事務局

横須賀市選挙管理委員会告示第45号（令和 7 年 7 月 3 日）
掲 示 済

令和 7 年 7 月20日執行の参議院議員通常選挙における在外選挙人に係る不在者投票を行う場所を、次のとおり定めます。

令和 7 年 7 月 3 日

横須賀市選挙管理委員会

委員長 山 口 道 夫

場所 横須賀市日の出町 1 丁目 5 番地
ヴェルクよこすか 2 階
横須賀市選挙管理委員会事務局

~~~~~

横須賀市選挙管理委員会告示第46号 (令和 7 年 7 月 3 日)  
掲 示 済

令和 7 年 7 月20日執行の参議院議員通常選挙における船員の  
指定港に係る不在者投票を行う場所を、次のとおり定めます。  
令和 7 年 7 月 3 日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

場所 横須賀市日の出町 1 丁目 5 番地  
ヴェルクよこすか 2 階  
横須賀市選挙管理委員会事務局

~~~~~

横須賀市選挙管理委員会告示第47号 (令和 7 年 7 月 3 日)
掲 示 済

令和 7 年 7 月20日執行の参議院議員通常選挙における期日前
投票所の投票時間を、次のとおり定めます。
令和 7 年 7 月 3 日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山 口 道 夫

(次のとおりは略)

~~~~~

横須賀市選挙管理委員会告示第48号 (令和 7 年 7 月 3 日)  
掲 示 済

令和 7 年 7 月20日執行の参議院議員通常選挙における投票所  
を、別紙のとおり定めます。  
令和 7 年 7 月 3 日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

(別紙略)

~~~~~

横須賀市選挙管理委員会告示第49号 (令和 7 年 7 月 3 日)
掲 示 済

令和 7 年 7 月20日執行の参議院議員通常選挙における横須賀
市開票区の開票の日時及び場所を、次のとおり定めます。
令和 7 年 7 月 3 日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山 口 道 夫

1 日時 令和 7 年 7 月20日午後 9 時
2 場所
(1) 参議院神奈川県選出議員選挙
横須賀市不入斗町 1 丁目 2 番地
横須賀市総合体育会館第 2 競技場
(2) 参議院比例代表選出議員選挙
横須賀市不入斗町 1 丁目 2 番地
横須賀市総合体育会館第 1 競技場

~~~~~

横須賀市選挙管理委員会告示第50号 (令和 7 年 7 月 3 日)  
掲 示 済

令和 7 年 7 月20日執行の参議院神奈川県選出議員選挙及び参  
議院比例代表選出議員選挙における横須賀市開票区の開票立会  
人となるべき方につき、公職選挙法 (昭和25年法律第 100 号)  
第62条第 2 項及び第 4 項の規定によるくじを行う日時及び場所  
を、次のとおり定めます。  
令和 7 年 7 月 3 日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

1 日時 令和 7 年 7 月17日午後 5 時10分  
2 場所 横須賀市日の出町 1 丁目 5 番地  
ヴェルクよこすか 2 階  
横須賀市選挙管理委員会事務局

~~~~~

横須賀市選挙管理委員会告示第51号 (令和 7 年 7 月 4 日)
掲 示 済

令和 7 年 7 月20日執行の参議院神奈川県選出議員選挙及び参
議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者
職務代理者について次のとおり選任替えをしました。
令和 7 年 7 月 4 日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山 口 道 夫

(次のとおりは略)

~~~~~

横須賀市選挙管理委員会告示第52号 (令和 7 年 7 月 6 日)  
掲 示 済

令和 7 年 7 月20日執行の参議院神奈川県選出議員選挙及び参  
議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者  
について次のとおり選任替えをしました。  
令和 7 年 7 月 6 日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

(次のとおりは略)

~~~~~

横須賀市選挙管理委員会告示第53号 (令和 7 年 7 月 7 日)
掲 示 済

令和 7 年 7 月20日執行の参議院神奈川県選出議員選挙及び参
議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者
職務代理者について次のとおり選任替えをしました。
令和 7 年 7 月 7 日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山 口 道 夫

(次のとおりは略)

~~~~~

横須賀市選挙管理委員会告示第54号 (令和 7 年 7 月 8 日)  
掲 示 済

令和 7 年 7 月20日執行の参議院神奈川県選出議員選挙及び参  
議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者  
職務代理者について次のとおり選任替えをしました。  
令和 7 年 7 月 8 日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

(次のとおりは略)

~~~~~

横須賀市選挙管理委員会告示第55号 (令和 7 年 7 月 9 日)
掲 示 済

令和 7 年 7 月20日執行の参議院神奈川県選出議員選挙及び参
議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者
について次のとおり選任替えをしました。
令和 7 年 7 月 9 日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山 口 道 夫

(次のとおりは略)

~~~~~

横須賀市選挙管理委員会告示第56号 (令和 7 年 7 月 9 日)  
掲 示 済

令和 7 年 7 月20日執行の参議院神奈川県選出議員選挙及び参  
議院比例代表選出議員選挙における開票管理者について次のと  
おり選任替えをしました。  
令和 7 年 7 月 9 日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

(次のとおりは略)